



目 次

告 示	ページ
○道路の区域変更 (道 路 課)	1
◎住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律による住宅確保要配慮者居住支援法人の指定 (住 宅 課)	1
公 告	
○開発行為に関する工事の完了 (都 市 計 画 課)	1
高知県教育委員会規則	
◎高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則	1
◎高知県教育職員免許状再授与審査会規則	2

告 示

高知県告示第67号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、令和7年1月31日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和7年1月31日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 国道
- 路 線 名 439号
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡檮原町下折渡193番	前	11.5 }	32
	後	13.5 }	32
		28.8	

高知県告示第68号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律

（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第40条の規定に基づき住宅確保要配慮者居住支援法人の指定をしたので、法第41条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和7年1月31日

高知県知事 濱田 省司

- 住宅確保要配慮者居住支援法人の名称及び住所
カイロスジャパン株式会社
高知市本町五丁目6番36-803号
- 支援業務（法第42条に規定する業務をいう。）を行う事務所の所在地
高知市南御座17番17-203号
- 指定年月日
令和7年1月21日

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

令和7年1月31日

高知県知事 濱田 省司

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
令和6年12月13日 6高都計第473号	吾川郡いの町波川字 下甲殿2103-2の1部、 2106-2の1部、 2106-4の1部、 2107-1の1部、 2107-2の1部、 2107-3の1部、 2107-4の1部、 2108-1の1部、 2108-2	高知市六泉寺町96-7 国土交通省四国地方整備局 高知河川国道事務所 所長 渡邊 国広

教 育 委 員 会 規 則

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年1月31日

高知県教育長 長岡 幹泰

高知県教育委員会規則第1号

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

高知県教育委員会行政組織規則（昭和43年高知県教育委員会規

則第6号）の一部を次のように改正する。

第40条の表中

高知県幼保連携型認定こども園審議会	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定による幼保連携型認定こども園の設置等の認可及び当該認可の取消し並びに幼保連携型認定こども園の事業停止命令及び施設閉鎖命令に関する事項の調査審議並びに当該事項に関する教育委員会に対する建議に関する事務	幼保支援課
-------------------	--	-------

を

高知県教育職員免許状再授与審査会	教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）第22条第2項の規定による特定免許失効者等に再び免許状を授与するに当たっての教育委員会への意見の具申に関する事務	教職員・福利課
高知県幼保連携型認定こども園審議会	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定による幼保連携型認定こども園の設置等の認可及び当該認可の取消し並びに幼保連携型認定こども園の事業停止命令及び施設閉鎖命令に関する事項の調査審議並びに当該事項に関する教育委員会に対する建議に関する事務	幼保支援課

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



高知県教育職員免許状再授与審査会規則をここに公布する。
令和7年1月31日

高知県教育長 長岡 幹泰

高知県教育委員会規則第2号

高知県教育職員免許状再授与審査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和4年文部科学省令第5号。次条第2項において「省令」という。）第6条の規定に基づき、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）第23条第1項の規定により置かれる高知県教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織等)

第2条 審査会は、委員5人以内で組織する。

2 省令第3条第1項の児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者は、医療、心理、福祉又は法律に関する専門的な知識及び経験を有する者その他高知県教育委員会が適当であると認める者とする。

3 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議)

第3条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

3 会議は、公開しない。

(委員以外の者の出席等)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、学識経験を有する者、教育関係職員その他委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 審査会の庶務は、高知県教育委員会事務局教職員・福利課において処理する。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。